

## 第 10 章 環境の保全のための措置

## 第10章 環境の保全のための措置

### 10.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

予測及び評価に際して講ずることとした環境影響評価の項目ごとの環境の保全のための措置の一覧は、次ページ以降に示すとおりである。

本事業では、事業者の実行可能な範囲で環境への影響が回避または低減できると考える。

環境の保全のための措置については、事業者である埼玉中部資源循環組合が主体となり、実施・管理を講じていくこととする。

### 10.1.1 大気質

大気質に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

工事中及び供用後における周辺環境への影響は、発生源対策や飛散対策等の措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものとする。

表 10.1-1(1) 大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
建設機械の稼働	大気汚染物質の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設機械の稼働が集中しない工事計画とする。</li> <li>○建設機械の点検・整備を十分に行う。</li> <li>○排出ガス対策型の建設機械を使用する。</li> </ul>	低減
	土粒子の飛散	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画地敷地周囲には仮囲いを設け、必要により防じんネットや養生シートの設置、散水等を実施する。</li> </ul>	
資材運搬等の車両の走行	大気汚染物質の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事用車両の運行は、原則として日曜以外の午前 8 時～午後 5 時とする。</li> </ul>	低減
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事用車両の運行が集中しない工事計画とする。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事用車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事用車両のうち、ディーゼル車については、九都県市粒子状物質減少装置装着車を使用する。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○低燃費車両の利用に努め、過積載防止を徹底する。</li> </ul>	
施設の稼働(ごみ焼却処理施設)	大気汚染物質の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排ガスの排出濃度は、法や条例の排ガス排出基準よりも厳しい自主基準値を設けて、モニタリングを行い、適正な運転管理を行う。</li> </ul>	低減
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○設置する排ガス処理設備を適切に維持管理して、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記に加え、窒素酸化物は燃焼制御法によりその発生を抑制する。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ダイオキシン類発生抑制のため、以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した燃焼のため、ごみピットにおいてごみの攪拌を行い、ごみ質の均一化を図る。</li> <li>・燃焼においては、850℃以上の燃焼温度を 2 秒以上確保して完全燃焼を行う。</li> <li>・安定燃焼の指標として、燃焼温度と一酸化炭素濃度の連続測定を行い、4 時間平均で 30ppm 以下、1 時間平均で 100ppm 以下となるように、適正な運転管理を行う。</li> <li>・ボイラ内に堆積するダストは、スートブローやハンマリングにより定期的に除去する。</li> <li>・ボイラでは、ダイオキシン類の生成が盛んになる温度域(200～600℃)の通過時間を短くするとともに、集塵機入口ガス温度は 200℃以下にする。</li> </ul> </li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○水銀発生抑制のため、水銀使用製品の分別排出について周知徹底を図り、可燃ごみへの混入を抑制する。</li> </ul>	

表 10.1-1(2) 大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
施設の稼働 (マテリアル リサイクル 推進施設)	粉じんの 飛散	発生源 対策	○設置する機器は、必要により防じんカバーを設ける。	低減
			○粉じんの発生する箇所は、集じんフードを設けてサイクロン及びろ過式集じん器による除じん後に屋外へ排気する。	
			○必要箇所には散水装置を設置する。	
自動車等 の走行	大気汚 染物質 の発生	発生源 対策	○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。	低減
			○ごみ収集車両の運行が集中しない収集計画とする。	
			○ごみ収集車両の運行は、日中の通学・通勤時間帯を避け、指定ルートにて運搬を行う。	
			○ごみ収集車両で収集した廃棄物が走行中に道路上に飛散しないよう確実な収集作業を行う。	
			○ごみ収集車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。	
			○ごみ収集車両のうち、ディーゼル車については、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車を使用する。	
○ごみ収集車両入れ替え時には低排出ガス型車両の導入に努める。				

### 10.1.2 騒音・低周波音

騒音・低周波音に関する環境保全措置は、表 10.1-2(1)～(2)に示すとおりである。

工事中及び供用後における周辺環境及び道路沿道への影響は、発生源対策や伝播経路対策等の措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものとする。

表 10.1-2(1) 騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	○建設機械の稼働は、原則として日曜以外の午前 8 時～午後 5 時とする。	低減
			○建設機械の稼働が集中しない工事計画とする。	
			○低騒音型の建設機械を導入し、点検・整備を十分に行う。	
			○本体工事に際しては、周囲に仮囲いを設置するとともに、基礎工事では騒音の大きい打撃工法は極力採用しない。	
資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	○工事用車両の運行は、原則として日曜以外の午前 8 時～午後 5 時とする。	低減
			○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。	
			○工事用車両の運行が集中しない工事計画とする。	
			○工事用車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。	
			○低燃費車両の利用に努め、過積載防止を徹底する。	
施設の稼働	騒音の発生	発生源対策	○低騒音型の機器を選択する。	低減
			○騒音を発生させる機器や配管については、原則として地下や工場棟内部に納め、必要に応じて吸音材の取付け等を行う。	
			○騒音が特に著しい機器類は、遮音性の高い部屋に格納する、あるいは独立基礎を設置する等により、騒音の工場棟(ごみ処理施設)外への伝播を防ぐ。	
			○部屋の換気に伴う吸排気口からの騒音の漏れに配慮する。	
			○復水器からの騒音を減じるために吸音材等による措置を講ずる。	
			○粗大ごみ処理の破砕機室は鉄筋コンクリート構造とし、適切な位置に大型機器搬入のための十分な広さを有する開口部及び防音防爆用のドアを設ける。	
			○敷地周囲には植栽による緩衝帯を配置する。	
	○計画地敷地内に配置するランプウェイは、壁と天井で囲むことにより、勾配区間を走行するごみ収集車両からの騒音を防ぐ。			
低周波音の発生	発生源対策	○低周波音対策として、必要に応じて消音機、防振ゴム、防振架台を設置する。	低減	
		○低周波の音源となる機器類は、遮音性の高い部屋に格納し、機器の回転数は共振が生じないように適正な点検・整備を行う。		

表 10.1-2(2) 騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
自動車等の走行	騒音の発生	発生源対策	○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。	低減
			○ゴミ収集車両の運行が集中しない収集計画とする。	
			○ゴミ収集車両の運行は、日中の通学・通勤時間帯を避け、指定ルートにて運搬を行う。	
			○ゴミ収集車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。	
			○ゴミ収集車両入れ替え時には低騒音型車両の導入に努める。	

### 10.1.3 振動

振動に関する環境保全措置は、表 10.1-3 に示すとおりである。

工事中及び供用後における周辺環境及び道路沿道への影響は、発生源対策や伝播経路対策等の措置を講ずることで、事業者の実施可能な範囲内で低減できるものとする。

表 10.1-3 振動に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
建設機械の稼働	振動の発生	発生源対策	○建設機械の稼働は、原則として日曜以外の午前 8 時～午後 5 時とする。	低減
			○建設機械の稼働が集中しない工事計画とする。	
			○低振動型の建設機械を導入し、点検・整備を十分に行う。	
			○本体工事に際しては、周囲に仮囲いを設置するとともに、基礎工事では振動の大きな工法は極力採用しない。	
資材運搬等の車両の走行	振動の発生	発生源対策	○工事用車両の運行は、原則として日曜以外の午前 8 時～午後 5 時とする。	低減
			○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。	
			○工事用車両の運行が集中しない工事計画とする。	
			○工事用車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。	
			○低燃費車両の利用に努め、過積載防止を徹底する。	
施設の稼働	振動の発生	発生源対策	○低振動型の機器を選択する。	低減
		伝播経路対策	○振動を発生させる機器や配管については、振動の伝播を防止するために独立基礎、防振装置等を設ける。	
自動車等の走行	振動の発生	発生源対策	○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。	低減
			○ごみ収集車両の運行が集中しない収集計画とする。	
			○ごみ収集車両の運行は、日中の通学・通勤時間帯を避け、指定ルートにて運搬を行う。	
			○ごみ収集車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。	

#### 10.1.4 悪臭

悪臭に関する環境保全措置は、表 10.1-4 に示すとおりである。

施設の稼働及び自動車等の走行に伴う周辺環境(悪臭)への影響は、悪臭の発生源対策を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものとする。

表 10.1-4 悪臭に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
施設の稼働	悪臭の発生	発生源対策	○ごみ処理施設において臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏えいを防ぐ。	低減
			○臭気が発生しやすいごみピットは、ピット内の空気を燃焼用空気として吸引し、ピット内を負圧に保つとともに、その吸引した空気を燃焼に使用することにより臭気成分を分解する。	
			○休炉時については、脱臭装置により臭気成分を吸着する。	
			○プラットフォーム出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置する。また、ランプウェイを壁と天井で囲むことにより臭気の漏えいを防止する。	
自動車等の走行	悪臭の発生	発生源対策	○ごみ収集車両の運行が集中しない収集計画とする。	低減
			○ごみ収集車両の運行は、日中の通学・通勤時間帯を避け、指定ルートにて運搬を行う。	
			○ごみ収集車両で収集した廃棄物が走行中に道路上に飛散しないよう確実な収集作業を行う。	
			○ごみ収集車両等は、洗車設備により洗浄を行う。	



### 10.1.5 水質

水質に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-5 に示すとおりである。

造成等の工事における濁水やアルカリ排水及び施設の稼働に伴う雨水排水の排出は発生源対策を講ずることや施設の稼働に伴う生活排水や事業排水の排出は、影響の未然防止を念頭においた措置を講ずることで事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されるものとする。

表 10.1-5 水質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
造成等の工事	濁水の排出	発生源対策	○掘削工事の排水や雨水排水対策として、沈砂槽を設置する。 ○シート養生等により、土砂流出を防止する。	低減
	アルカリ排水の排出	発生源対策	○工事車両の洗車に伴う排水は、油水分離、沈砂、pH調整等の水処理設備を設置する。	
施設の稼働	生活排水、事業排水の排出	影響の未然防止	○ごみの処理に伴って発生する排水は、処理後、工場内で再利用する。	回避
			○生活排水は、農業集落排水処理施設へ排水する。	回避
	雨水流出による河川流量、流速及び水位の変化	発生源対策	○雨水排水は、計画地敷地内の雨水調整池に引込んで流量調整を行い、公共用水域に放流する。	低減

### 10.1.6 土壌

土壌に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-6 に示すとおりである。

造成等の工事による土壌の汚染や施設の稼働による計画地及び周辺の土壌に及ぼす影響は、影響の未然防止を念頭においた措置を講ずることや発生源対策を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で回避また低減できるものとする。

表 10.1-6 土壌に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
造成等の工事	土壌の汚染	影響の未然防止	○現地調査の結果、計画地内において土壌汚染は確認されなかったが、万が一汚染が確認された場合は、埼玉県生活環境保全条例等の関係法令に基づき適切に対処する。	回避
施設の稼働	土壌への有害物質の沈着	発生源対策	○施設の稼働に伴い発生する排ガスの排出濃度は、法や条例の排ガス排出基準よりも厳しい自主基準値を設けてモニタリングを行い、適正な運転管理を行う。	低減
			○設置する排ガス処理設備を適切に維持管理することで、排ガス中大気汚染物質の捕集・除去を行う。	
			○施設の稼働に伴う排ガスからの水銀発生抑制のため、水銀使用製品の分別排出について周知徹底を図り、可燃ごみへの混入を抑制する。	

### 10.1.7 動物

動物に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-7 に示すとおりである。

工事の実施及び施設の存在による動物への影響は、生息環境及び動物への影響を考慮した工法及び措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で回避、低減または代償できるものとする。

表 10.1-7 動物に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
工事の実施、施設の存在	重要な種への影響 (トウキョウダルマガエル)	侵入防止柵の設置	○侵入防止柵により影響の回避・低減を行う。	回避・低減
		個体の移設	○個体の移設により生息地の代償措置を実施する。	代償
	重要な種への影響 (エノキカイガラキジラミ)	補足調査の実施	○工事実施前に現存する個体の確認、影響範囲内外の発生木の確認を行い、保全措置の不確実性を低減する。	事前調査
		代替生息基盤の創出	○消失・縮小される生息地(エノキ)を、計画地内に移植することにより、生息地を代償する。	代償
施設の存在	重要な種への影響 (コガムシ)	照明器具への配慮	○低減措置として照明器具への配慮を実施する。	低減
工事の実施及び施設の存在	動物への影響	発生源対策	○使用重機の配慮や適切な濁水・排水対策を実施する。	低減

### 10.1.8 植物

植物に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-8 に示すとおりである。

造成等の工事及び施設の存在による植物への影響は、使用重機の配慮や適切な濁水・排水対策により、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものとする。

表 10.1-8 植物に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
工事の実施、施設の存在	重要な種への影響	個体の移植	○消失・縮小される生育地の個体を、影響範囲外の生育適地に移植することにより、生育地を代償できる。	代償
		代替生息基盤の創出	○影響範囲外の生育適地が移植可能な場所に存在しない場合は、ビオトープ等を新たに整備して移植を行うことで、生育地を代償できる。	代償
造成等の工事及び施設の存在	植物への影響	発生源対策	○使用重機の配慮や適切な濁水・排水対策を実施する。	低減

### 10.1.9 生態系

生態系に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-9 に示すとおりである。

工事の実施及び施設の存在による生態系への影響は、使用重機の配慮や適切な濁水・排水対策により、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものとする。

表 10.1-9 生態系に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
工事の実施及び施設の存在	生態系への影響	発生源対策	○使用重機の配慮や適切な濁水・排水対策を実施する。	低減

### 10.1.10 景観

景観に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-10 に示すとおりである。

施設の存在による景観への影響は、施設がもたらす圧迫感の軽減及び計画地内の緑化等の措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものとする。

表 10.1-10 景観に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
施設の存在	主要な眺望景観の変化	圧迫感の緩和	○圧迫感を与えない施設形状及び配置計画に努める。	低減
		周辺景観への調和	○建築物には周辺環境と調和する色彩を採用する。 ○計画地敷地周囲への植栽及び計画地内の緑化等、景観への影響の緩和に努める。	

### 10.1.11 自然とのふれあいの場

自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-11 に示すとおりである。

工事の実施、施設が存在及び稼働による自然とのふれあいの場への影響は、工事用車両及びごみ収集車両の運行の管理並びに周辺環境に配慮した施設運営等の措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものとする。

表 10.1-11 自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
工事の実施	自然とのふれあいの場への影響	工事用車両の運行管理	○工事用車両の運行は、原則として日曜以外の午前8時～午後5時とする。	低減
			○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。	
			○工事用車両の運行が集中しない工事計画とする。	
			○工事用車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮した走行経路での運行に努めるよう指導する。	
施設が存在及び稼働	自然とのふれあいの場への影響	ごみ収集車両の運行管理	○ごみ収集車両の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。	低減
			○ごみ収集車両の運行が集中しない収集計画とする。	
		施設の運営管理	○ごみ処理施設供用時の大気汚染防止計画及び悪臭防止計画等の環境保全対策を確実に実行し、近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営を行う。	

### 10.1.12 日照障害

日照障害に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-12 に示すとおりである。

予測の結果、日照の変化はほとんどないと予測したが、影響の予防を念頭において措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内でさらに低減できるものとする。

表 10.1-12 日照障害に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
施設が存在	日照の変化	日影時間の短縮	○日影による周辺住宅への影響が可能な限り低減されるよう、施設の形状及び高さ等を検討するとともに、施設の配置は計画地敷地南側とする。	低減
			○計画地敷地周囲への植栽及び計画地内の緑化等については、日影による周辺住宅への影響がないよう考慮する。	

### 10.1.13 電波障害

電波障害に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-13 に示すとおりである。

予測の結果、計画地周辺の地上デジタル放送及び衛星放送の伝播受信環境に及ぼす影響はほとんどないと予測したが、影響の解消を念頭においた措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内でさらに低減できるものとする。

表 10.1-13 電波障害に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
施設の存在	テレビ受信障害の影響	影響の解消	○電波受信への影響が可能な限り低減されるよう、施設の配置、形状、高さ、材質等を検討する。	低減
			○本事業に起因して電波障害が生じた場合は、共同受信施設の設置等、速やかに状況に応じた適切な対策を講じる。	

### 10.1.14 廃棄物等

廃棄物等に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-14 に示すとおりである。

造成等の工事及び施設の稼働により発生する廃棄物等の排出は、発生抑制、再生利用等の促進等の措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものとする。

表 10.1-14 廃棄物等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
造成等の工事	廃棄物の排出	排出抑制、再利用等の促進	○建設資材廃棄物の発生抑制や再資源化の実施に努める。	低減
			○再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める。	
			○発生した建設資材廃棄物について、適正な分別排出や処理委託を行う。	
施設の稼働	廃棄物の排出	排水抑制、再利用等の促進	○焼却残渣は、セメント原料化等の再資源化を図る。	低減

### 10.1.15 温室効果ガス等

温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-15 に示すとおりである。

工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行並びに施設の稼働等により発生する温室効果ガスの排出は、排出量の削減等の措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものとする。

表 10.1-15 温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
建設機械の稼働	温室効果ガスの排出	排出量の削減	○建設機械の計画的で効率的な運用を行い、全体の稼働時間を抑制する。	低減
			○低燃費の建設機械の利用に努める。	
資材運搬等の車両の走行	温室効果ガスの排出	排出量の削減	○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。	低減
			○工事用車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。	
			○低燃費車両の利用に努め、過積載防止を徹底する。	
施設の稼働	温室効果ガスの排出	排出量の削減	○ごみの焼却にあたっては、ごみピットにおいて攪拌によりごみ質の均一化を図り、助燃材の利用を抑制する。	低減
			○ごみの焼却に伴い発生する余熱は、熱として施設内や付帯施設において利用するだけでなく、発電によりこれらの施設で使用する電力を賄う他、余剰電力は電力会社へ売電する。	
			○省エネルギーの機器を採用することにより、消費電力を抑制する。	
			○ごみ収集車両や残渣搬出車両は、低燃費車両の利用に努める。	
		○太陽光発電設備を設置して電力の省力化を図る。		
吸収量の確保	○計画地内の緑化に努める。			
自動車等の走行	温室効果ガスの排出	排出量の削減	○ごみ収集車両の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。	低減
			○ごみ収集車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。	
			○ごみ収集車両入れ替え時には低燃費型車両の導入に努める。	